

## 東大和 9 条の会だより

2017 年7月 25 日発行 通算第 103 号  
戦争法廃止！ 憲法 9 条壊すな

東大和 9 条の会

H.P <http://higashiyamato9.main.jp>

✉ [higashiyamato99@gmail.com](mailto:higashiyamato99@gmail.com)

☎ 鳥谷 靖 090・1856・3388

# 共謀罪法・戦争法廃止、 安倍政権退陣宣伝行動

## 日時 7 月 30 日 (日)

## 午後 4 時～5 時

## 場所 ヤオコ一南

「安倍首相の 5 月 3 日の改憲発言については、…自衛隊の存在を、9 条3項で新たに規定した場合には、武力の保持を否定している 2 項との矛盾は明らかで、2 項を空文化する改憲案です。法律の世界では、後法は前法を廃するという法原則があり、先に制定された法と矛盾する新法が後に制定された場合には、前法は廃止されるということです。この法原則にならって、3項に矛盾する 2 項は、その効力を失うことにもされかねません。少なくとも、3 項が優先的に解釈されることになるのは必至でしょう。自衛隊の存在は認めても良いではないかという意見は、比較的多数の国民の間にもあり、9 条の会を支えている人たちの間にもあると思います。しかし、自衛隊の存在を認めてよいということと、その自衛隊を憲法で明記するということには、非常に大きな違いがあるのです。

自衛隊の存在を 9 条 3 項に明記するということは、違憲な安保法制を憲法上可能とし、海外で堂々と戦争する国にするということを意味します。専守防衛や海外派兵禁止の憲法原則も、これによって廃棄されることになり、それでよいのか、まさに今問われています。(6 月 2 日、日本国憲法施行 70 年「9 条の会」講演会～憲法破壊の政治をやめさせよう～九条の会呼びかけ人と世話人によるリレートーク 一橋大学名誉教授 山内敏弘さんの講演一部)